

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【公開番号】特開2019-21080(P2019-21080A)

【公開日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-005

【出願番号】特願2017-139594(P2017-139594)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/22 (2018.01)

A 61 B 5/00 (2006.01)

【F I】

G 06 Q 50/22 Z J P

A 61 B 5/00 G

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月22日(2020.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

提供者によって提供された生体情報に関連する情報を取得するデータ取得部と、

前記生体情報に関連する情報に基づいて、前記生体情報の提供に対するフィードバックとして前記提供者に提供される報酬値を決定する決定部と、

前記報酬値に応じた所定の処理を実行する処理部と、を備え、

前記処理部は、基準となる保険料から前記報酬値を減じることによって前記提供者が支払うべき保険料を算出する、

情報処理装置。

【請求項2】

前記生体情報に関連する情報は、前記生体情報に基づいて算出された算出結果を含む、請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記算出結果は、前記生体情報の評価値、前記生体情報が所定の範囲に維持された期間、前記生体情報の変化の傾向、前記生体情報が検出されたときの前記提供者の活動量、および、前記生体情報の信頼度のうち少なくともいずれか一つに基づいて算出される、

請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記信頼度は、前記生体情報のサンプル数、前記生体情報のサンプル期間、前記生体情報の平均サンプル間隔の少なくともいずれか一つに基づいて算出される、

請求項3に記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記生体情報に関連する情報は、前記生体情報を構成する項目が複数である場合、項目ごとの算出結果と重みとにに基づいて算出された算出結果を含む、

請求項1～4のいずれか一項に記載の情報処理装置。

【請求項6】

前記重みは、前記提供者の活動量および前記生体情報の信頼度の少なくともいずれか一方に基づいて算出される、

請求項 5 に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記生体情報に関する情報は、前記提供者によって提供された生体情報のデータサイズ、前記生体情報を構成する項目数、および、前記生体情報が提供された期間の少なくともいずれか一つを含む、

請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記決定部は、前記生体情報の一部または全部の利用者が存在する場合、前記利用者によって利用された生体情報に関する情報に基づいて、前記利用者によって支払われるべきデータ利用料を決定する、

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

前記利用者によって利用された生体情報に関する情報は、前記生体情報のデータサイズ、前記生体情報を構成する項目数、および、前記生体情報が利用された期間の少なくともいずれか一つを含む、

請求項 8 に記載の情報処理装置。

【請求項 10】

前記決定部は、前記利用者によって行われる研究に対して前記提供者が協力することが検出された場合、前記利用者によって支払われるべき成功報酬料を決定する、

請求項 8 または 9 に記載の情報処理装置。

【請求項 11】

前記利用者によって販売される製品またはサービスに関する広告の中から、前記提供者に提示される広告が、前記生体情報に関する情報に基づいて決定される、

請求項 8 ~ 10 のいずれか一項に記載の情報処理装置。

【請求項 12】

前記決定部は、前記提供者によって前記製品またはサービスが購入されたことが検出された場合、前記利用者によって支払われるべき成功報酬料を決定する、

請求項 11 に記載の情報処理装置。

【請求項 13】

前記決定部は、前記広告の受け取りを許容している場合には、前記広告の受け取りを拒否している場合よりも、前記提供者に提供される報酬値を高く決定する、

請求項 11 または 12 に記載の情報処理装置。

【請求項 14】

前記利用者によって前記提供者に提示されるアドバイスが、前記生体情報に関する情報に基づいて決定される、

請求項 8 ~ 13 のいずれか一項に記載の情報処理装置。

【請求項 15】

前記生体情報は、前記提供者の心拍、血圧、血糖値、呼吸数、体温、脳波、心電、血流、心音、血中酸素濃度、コレステロール、血中アルコール濃度、発汗、筋電、および、消費カロリーの少なくともいずれか一つを含む、

請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の情報処理装置。

【請求項 16】

前記報酬値は、金額および前記金額と同等の価値を有するポイントの少なくともいずれか一つを含む、

請求項 1 ~ 15 のいずれか一項に記載の情報処理装置。

【請求項 17】

提供者によって提供された生体情報に関する情報を取得することと、

前記生体情報に関する情報に基づいて、前記生体情報の提供に対するフィードバックとして前記提供者に提供される報酬値を決定することと、

前記報酬値に応じた所定の処理を実行することと、を含み、

前記所定の処理を実行することでは、基準となる保険料から前記報酬値を減じることによって前記提供者が支払うべき保険料を算出する、
を含む、情報処理方法。

【請求項 1 8】

コンピュータを、
提供者によって提供された生体情報に関連する情報を取得するデータ取得部と、
前記生体情報に関連する情報に基づいて、前記生体情報の提供に対するフィードバックとして前記提供者に提供される報酬値を決定する決定部と、
前記報酬値に応じた所定の処理を実行する処理部と、を備える情報処理装置として機能させ、

前記処理部は、基準となる保険料から前記報酬値を減じることによって前記提供者が支払うべき保険料を算出する、

プログラム。